

平成29年度第4回 鹿島区地域協議会 会議録

＜地域協議会の日時・場所＞

1 日 時：平成29年9月26日（火）
午後1時30分～4時00分

2 場 所：鹿島区役所大会議室

【会議録】

1 開 会

○事務局

地域協議会成立要件の確認

委員数15名

【出席委員名】 10名

五賀和雄、丹野常昭、多田和夫、松野豊喜、豊田ミサ子、
大内 彰、星ちづ子、菅野行雄、前田典郎、高橋雅美

【欠席委員名】 5名

大塚悦子、但野喜直、西 道典、森 和浩、渡部裕幸

委員の過半数が出席していることにより、本会議が成立していることを確認。

2 会長あいさつ

3 区役所長あいさつ

4 会議録署名人の指名

五賀会長が会議録署名人に前田典郎委員と高橋雅美委員を指名。

5 議事

(1) 報告事項

①真野交流センターの指定管理者の指定取り消しについて

○五賀会長

それでは、報告事項に入ります。担当より説明を求めます。

○鹿島区地域振興課長

資料により説明

○五賀会長

只今、担当より説明が終わりました。委員の皆様から質問はございますか。

○前田委員

何点か質問をします。①原町区の屋内市民プールは真野交流センターと同じ取消日ですか？②この件は個人の犯罪となる訳ですが、市では刑事告訴をする気はありますか？③今回取り消しとなってから再度この団体が指定管理者制度の申請ができるようになるのは何年後ですか？④指定管理者が管理している施設が複数あった場合、業者に不祥事等が起きたとして全ての施設が自動的に指定の取消しとなるのですか？⑤取り消しの理由の（2）に「団体の経営体系は前代表理事が団体の会計処理を独占し、これに対して他の役員による監視・監督が十分に行われていなかったこと。」とありますがこれは事業者に対しての評価だと思いますが、市は立入査査等を行わなかったのですか？以上回答をお願いします。

○鹿島区地域振興課長

まず1点目の取消日については南相馬屋内市民プールと真野交流センターの取消日は平成29年12月31日で同日です。2点目の刑事罰については一部市の負担の流用があるという議論がありましたが、今年度の指定管理料で調整をするということでしたので市から告訴することはありません。また、流用の大部分は南相馬屋内市民プールを利用する際の利用者から徴収した利用料を過小申告し流用していたので、認定NPO法人フロンティア南相馬から前代表への告訴は考えられるかと思われます。3点目の申請ができるようになるのは何年後かということについては、指定の取消しがあった日から2年間は申請ができないこととしました。4点目について自動的に取消しになる訳ではありません。施設ごと取消が妥当か市と指定管理者で結んだ協定書や地方自治法を基に指定管理者選定審査委員会で判断します。5点目の調査等の実施については団体の中でも監査は行われています。また、事業報告書を市に対し提出してもらい、その内容について確認しています。しかし、今回は利用者からの利用料の過小申告については人数と料金が合っている資料の提出があったため見つけることができなかつたということです。

○前田委員

関連でパークゴルフ場を管理している指定管理者の代表は元南相馬市職員ですが、地方自治体及び県の職員の天下りは良いのですか？

○鹿島区役所長

南相馬市パークゴルフ場の話かと思います。市職員のOBの方については退職後新たにNPO法人を立ち上げ、理事長を務めています。退職後の話ですので私どもが良い悪いを判断することではないかと思います。

○丹野副会長

何点か伺います。1点目は認定NPO法人フロンティア南相馬という組織は真野交流センターと南相馬屋内市民プール以外の公の施設の管理も行っていたのですか？2点目は行っていたのであれば他の施設も指定取り消しとなつたのか。3点目は選定審査委員会の責任について伺います。

○鹿島区地域振興課長

平成27年度28年度の実績に不正があつたので平成29年度から指定管理者制度を導入した真野交流センターの指定管理料に不正はありませんでした。また、真野交流センターと南相馬屋内市民プール以外に管理している施設はありません。3点目の選定委員会の責任についてですが、選定審査委員会もプレゼンテーションの資料を見て指定管理者とするか判断をしています。平成29年度からの指定管理者を選定する時点では、不正があつたという情報がない状況でしたので指定管理者としてふさわしくないという判断はできませんでした。

○丹野副会長

分かりました。

○前田委員

選定審査委員会の委員は処分を受けたのですか？

○鹿島区地域振興課長

あくまでも書類とプレゼンテーションを基に審査をして選定する委員会ですので処分は受けておりません。

○五賀会長

指定管理者の選定委員会では団体の実績、ノウハウ等を加味してプレゼンテーションの中で審査を行うと思います。その審査の中では組織の会計状況についての審査はないのでしょうか？

○鹿島区地域振興課長

組織の会計についても資産等を審査の中で見ています。ただ、プレゼンテーションの段階では事業者がその施設を管理運営する上で、どういった事業を行う予定なのか等、今後について話を聞くのが中心となります。その前段

で、提出書類が整っているかどうかの審査や暴力団との関係が無いかの審査を行った後プレゼンテーション審査となります。

○丹野副会長

NPO法人関係の不正受給は除染関係でも多く出ているので市側でも業者にお願いしますではなく、監査するときに確認する必要があると思います。

○鹿島区地域振興課長

団体の中でも適切に監査が行われていると思いますが、市でも立入調査、聞き取りを事業報告書の提出を受けて行っています。しかし、提出された資料や根拠となる資料の数字は合っていたため不正に気付けなかったということです。

○菅野委員

これはフロンティア南相馬の前代表が悪いのであってそこに務める職員は悪くありません。私は職員を守れるかどうか心配です。南相馬屋内市民プールにはプロのトレーナーもいました。新たに指定を受ける団体が今までどおりのことを行うのは新しい職員では難しいのではないでしょうか？

○鹿島区地域振興課長

南相馬屋内市民プールでは新たに指定管理者となる団体へ、フロンティア南相馬の職員をできるだけ採用していただくようお願いをしていく予定です。

○松野委員

確認ですが、今回の流用についてはあくまで条例で定められている利用料を利用者から徴収し、それを流用していたということですね？

○鹿島区地域振興課長

利用料は条例で定められた金額で利用者から徴収していました。しかし、利用人数を実際よりも少なくし、それに合わせて金額も過小申告をしていたということです。また流用の多くは補助や支援金でした。

○松野委員

漁協は市からの助成金（指定管理料）はなく、利用者からの利用料で運営していますが、南相馬屋内市民プールは市で助成していたということで良いですね？

○鹿島区地域振興課長

市からの委託料という形で出しています。

○前田委員

これは、内部告発がなければ今も指定管理者を続けていた可能性があるということですか？

○鹿島区地域振興課長

分からなかった可能性が高いと思われます。

○五賀会長

その他質問等ございますか。なければ眞野交流センターの指定管理者の指定取り消しについて了承とします。

(2) 協議事項

①鹿島区地域ビジョンについて

1) 体系図の項目が現時点で完了か継続かについて

○五賀会長

次に「(2) 協議事項①鹿島区地域ビジョンについて」1) 体系図の項目が現時点で完了か継続かについて」事務局より説明を求めます。

○鹿島区地域振興課振興係長

今回協議頂く内容については体系図の項目について地域協議会委員の考えは完了とするのか、継続と捉えているか、協議いただきたいと考えております。こちらについては、あくまで現時点での考えをまとめていただくものです。完了と継続についてはどういう理由で完了とするのか、継続であればどういう課題が解消されれば完了となるか、皆様から多くの意見を出していただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○五賀会長

只今、事務局より説明がありました。これについて皆さんで協議していくたいと思いますが、項目ごとだと数が多いので丸で囲まれた数字ごと区切つて協議していきたいと考えます。事務局いかがでしょうか。

○鹿島区地域振興課振興係長

会長の進めやすい方向で進めていただいて構いません。

○五賀会長

では、資料1には鹿島区地域協議会のアンケート回答結果があり、資料2には鹿島区地域ビジョン策定時の地域協議会委員のアンケート回答結果これらを参考に完了か継続か協議していきたいと思いますが協議の方法としては資料1の地域協議会のアンケートで完了か継続の意見の多い方でよいか詰つていく形で事務局よろしいか。

○鹿島区地域振興課長

その形で進めていただいて構いませんが、回答結果を見て分かる通りほとんどの項目で継続が50%を超えている状況です。このままですると、全て継続となる恐れがあります。そのため、継続とする場合はどういうことをやれば完了となるのか事業を考えて判断していただきたいと考えております。

○菅野委員

この資料(体系図)を見ると項目が多すぎるので何をやるのか分かりづら

いです。これよりも、移住・定住者が多くなるようなまちづくりを大きく掲げれば良いと思います。この項目を一人一人に聞いても、私は意味がないと思います。

○丹野委員

確かに体系図を見ると項目が多いですし、重複するものもあります。集会所の施設整備の事業は継続して行っていますし、区長への聞き取りで意見を聞いたので、項目に絞って継続してやるものはやるとしてよいのではないでしょうか。

○鹿島区地域振興課長

菅野委員、丹野副会長の意見は重点的に行う項目とするかどうかになってくると思います。鹿島区地域ビジョンを見直すことで承認を得て進んでいますのでそこは崩さないようにお願いします。

○丹野副会長

1つ目の定住人口の確保といつても鹿島区に移り住む人の住宅は残ったと聞いています。また、小高区の住宅建設も終わったと聞きました。

○松野委員

私はアンケートが送られてきた際、困惑しました。項目にある定住人口の確保は災害公営住宅のことだと思いました。しかし、県の復興公営住宅も鹿島区に残りました。復興公営住宅の入居対象者は大熊や双葉の人のためにも災害公営住宅や復興公営住宅の部屋が空いているのであれば完了でよいのかと思いますが、項目ごと事務局から現状の説明を受けて完了か継続か決められればと思います。

○鹿島区地域振興課長

5月の段階で市で取り組んだ事業一覧をお配りしたと思います。それを基に判断していくことで、アンケートの回答をお願いしていました。

○松野委員

平成25年度に策定した鹿島区地域ビジョンを作ったときは震災後であったこともあり、鹿島区地域協議会、区長会、まちづくり委員会からの要望を基に作り上げました。そのため、市で実現できないものも含まれていると思いますので、市で出来るものできないものをはっきり書いてもらって項目を絞ってもらえればと思います。

○丹野副会長

定住人口の確保の中に「2) 高齢者に配慮した公営住宅建設」とあります
が、例えば西川原公営住宅のコミュニティの確保が課題となっています。1戸1戸分かれているので住民同士の関わりが少なく、住んでいる人が分からないと聞きました。

○高橋委員

移住希望者のための住宅地の確保と項目にありますが、この移住希望者は委員の皆さんの話を聞いていると、震災関連の移住希望者を指しているようになりますが、市の事業で関東地方からの移住希望者向けの事業取組があるのか伺いたいです。

○鹿島区地域振興課長

事業名までは申し訳ございませんが即答できません。しかし、市の事業の中で県外の移住希望者向けの取組はあります。

○丹野副会長

40行政区の聞き取りを行ったので、区長からの意思を事務局から出してもらった方がよいのではないでしょうか。

○鹿島区地域振興課長

副会長発言のとおり行政区長さんを対象に課題となっていることの聞き取りを行いましたが、多くの区長さんは困っていることはないという回答でした。そのため、課題となっていることの意見は多くは挙りませんでした。この意見について現在集約中ですので本日出すことはできません。申し訳ございません。

○前田委員

体系図の活力あふれるコミュニティのまち（地域再生）③にぎわいづくりの3) 街なかへ行き来する交通体系の整備（デマンドタクシー等）に関連してデマンドタクシーの進捗状況について教えてください。

○鹿島区役所長

鹿島区で関係することでいうと乗合タクシーですが、定額エリア内であれば家から買い物をするお店までで600円、そこから家までで600円で進めしていくことで国の採択を受けて実施していくことで進んでいます。

○菅野委員

高橋委員からあったようにその市町村からの移住希望者を増やすためにもよその市町村との差別化をどうするのかが大事だと思います。福井の方でも子育て支援に力を入れた施策を行っていますし、東根市でも行っています。こういった取組を参考にしてビジョンへの追加項目とすればよいのではないかでしょうか？やるからにはいいものを作らないと意味がないので。

○五賀会長

進め方についてまず、地域協議会から意見を聞くよりも区長、他団体の意見をどうするかという協議の方がいいのかと思いました。

○鹿島区地域振興課長

地域ビジョンは地域協議会が主体で前回作りました今回も主体となって見直しをしていくことを念頭に置いていただいたうえでの意見が区長、団体の意見が先だというのであれば意見をまとめた資料等が必要になりますので準備しますが。

○五賀会長

数で完了か継続か判断するのは一目瞭然ですが、地域協議会が先に判断するより他の意見で判断した方が良いと思います。

○丹野副会長

課長が言ったように行政区では目先で困っていることはないと思います。敬老会については全体でやってほしいという意見や伝統芸能についても少子化の影響が出てきていますので掘り下げていくと問題が出てきます。項目は削除とならないと思うので方向転換させながら地域ビジョンはやっていくべきです。

○松野委員

会長の意見とは違って、平成25年度に鹿島区地域ビジョンを作った際は、地域協議会で作りその後区長やまちづくり委員会に意見を聞いたと記憶しています。なので今回の見直しも地域協議会としてまとめたうえで、区長等へ報告する流れで進めていくのではないか。

○鹿島区地域振興課長

地域協議会の意見をまちづくり委員会や他の団体へ報告する考えでした。

○松野委員

ビジョンの見直しは事務局の話を聞きながら、事務局も現状を分かったうえで進めた方が良いと思います。

○丹野副会長

現時点では継続か完了か事務局で判断してもらって、その後地域協議会が判断する形でよいのではないでしょうか。

○鹿島区地域振興課振興係長

事務局で判断するのは地域協議会が主体で見直すということに反してしまう恐れがあるので、地域協議会でまず判断していただきたいと思います。

○丹野副会長

区長、団体、地域協議会委員の意見を基に判断してもらえば事務局が決めたことにはならないですよね。総合的に判断したということです。

○鹿島区地域振興課振興係長

アンケートを集計し事務局側で案を出してそれに対して協議いただくことで進めていくように資料を作成し、委員の皆さんへ送付するようにします。

○五賀会長

では事務局に答弁頂いた方向で実施し、協議を進めながら意見をまとめていきたいとそんな風に思います。

(2) 協議事項

①鹿島区地域ビジョンについて

2) 専門家派遣事業の活用について

○五賀会長

次に「(2)協議事項 ①鹿島区地域ビジョンについて」2) 専門家派遣事業の活用についてに移ります。事務局より説明を求めます。

○鹿島区地域振興課振興係長

前回の地域協議会の中でもお話をさせていただきましたが、電源地域振興センターの専門家派遣事業を活用し、鹿島区地域ビジョンの見直しを進めていきたいと考えております。このことについて、派遣いただく専門家は記載の小金澤さんと田口さんとなりました。お二人を3回に分けて派遣いただく内、2回を地域協議会の皆さんを対象にしたものにしたいと考えています。そこで、お二人のうちどちらを先に呼ぶか、協議の上決めていただきたいと思います。参考までに小金澤さんは南相馬市のことをご存じの方です。一方田口さんは、南相馬市の事業等に携わった経験はありません。最初に小金澤さんを呼んで、例を踏まえて意見を出していくのがよいか、最初に田口さんを呼んで、外から見た意見をいただきながら意見出しを行い、現状を知る小金澤さんの事例を踏まえまとめを行うのがよいか。意見を出していただければと思います。

○五賀会長

只今、事務局より説明のありました「専門家派遣事業の活用について」ですが皆さんからご意見ご質問等ございますか。

○前田委員

専門家派遣の際は地域協議会実施の時に併せて実施するのですか。それとも別の日に呼ぶのですか。

○鹿島区地域振興課振興係

地域協議会の中で実施することを考えていました。しかし、先方とのスケジュール調整もあるので、調整がつかなかった場合は地域協議会を臨時で開催したいと考えています。

○五賀会長

では、専門家を呼ぶ順番については事務局一任とします。

(3)その他

①視察研修について

○五賀会長

次に「(3)その他 ①視察研修について」事務局より説明を求めます。

○鹿島区地域振興課地域振興係長

資料を基に説明

○五賀会長

只今事務局より説明のありました視察研修について皆さんから何かご質問等ございますか。

○菅野委員

研修先の東根市へ子育て世帯に対する事業へ充てた予算についてかかる資料を要望いただければと思います。

○鹿島区地域振興係長

事前に委員の皆さんから提出いただいた質問書は送付しております。資料についても委員からあったとおり要望したいと思います。

○前田委員

参加委員は15名中何名ですか。

○鹿島区地域振興係長

13名です。

○五賀会長

では他にご質問ないようですので次に進みます。

(3)その他

②次回の地域協議会の日程について

○五賀会長

(3)その他②次回の地位協議会の日程について担当に説明を求めます。

○鹿島区地域振興課振興係長

次回の地域協議会の日程について10月は11日12日に研修が入っておりますが、10月26日（木）午後1時30分からを事務局より提案させていただきます。

○五賀会長

只今、次回の地位協議会の日程について提案がありました。この件についてご意見等ございますか。無いようですので次回の日程は10月26日午後1時30分からとしますがよろしいですか。

○委員

「興味なし」の声

○五賀会長

では次回の日程は10月26日の午後1時30分からとします。

その他委員から何かありますか。

○松野委員

仮設住宅の集約は終わったのですか。入居者のいない仮設住宅からエアコンを貰うことはできるのですか。

○鹿島区産業建設課長

今年の8月まで撤去完了の仮設住宅が8か所程度。以前から話に挙る千倉グラウンドについては来年の3月までに退去いただく予定となっております。また、入居者のいない仮設住宅の残っている備品については入居している人に限り備品を差し上げています。ただし、ガス、ボイラー等危険な物については差し上げていません。入居者以外に地域の行政区や社会福祉協議会等にも申請をいただき、差し上げています。

○松野委員

あくまでも入居していた人に限ってはエアコン等をあげるという理解で良いですか。前入居していた人で今は退去して他の所で生活している人が欲しいという場合はどうですか。集約の話が挙る前に退去した人から聞かれたので。

○鹿島区産業建設課長

今まで差し上げなかつたのは退去したとしても新たな入居者が入る可能性があつたためです。現在は集約が進み、新たな入居者が出てくる可能性が低くなつたので退去する際に決められた備品を持っていくかどうか聞き取り対応しています。

○松野委員

残った備品について取り壊す前に差し上げますという市民向けの広報をすることなどは考えていますか。

○鹿島区産業建設課長

考えておりません。現在集約後の取り壊しが決定している仮設住宅の解体業者の業務について内容を見ましたが、仮設住宅取り壊し後備品等の片付け搬出まで含まれてましたので広報することはないと考えられます。備品についてあくまで入居していた人が新たな生活支援として差し上げている目的があるのでご理解ください。

○松野委員

分かりました。そのように回答したいと思います

○前田委員

義援金についていくら支出したか、いくら残っているのかを原町区、鹿島

区、小高区に分けて教えてください。

○鹿島区地域振興課長

南相馬市一本となっておりますので区ごとの回答はできません。回答については次回とさせていただきます。

○前田委員

8月1日号のみなみそうま広報紙で地域協議会委員の紹介がされていましたが、鹿島区の地域協議会委員である高橋委員と渡部委員の名前がありましたが今後どういう対応を予定していますか。

○鹿島区地域振興課長

しかるべき対応を取りたいと思います。

○五賀会長

その他委員から何かございますか。なければ、これをもちまして本日の議題は全て終了しました。長時間にわたりご苦労様でした。

6 閉 会

以上のとおり相違ありません。

会 長

五 賀 和 稔

会議録署名人

前 田 樂 許

会議録署名人